

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
高松市	庵治地区	令和3年3月31日	令和4年6月9日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	117.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	60.9 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	31.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.6 ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体を引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。  
 地域全体で高齢化が進み、地元若い後継者がいない。  
 中山間地域等直接支払制度の要件が厳しかったため、集落協定に参加する農家が減っている。  
 地域全体で獣害被害がみられる。  
 水稻の作付けをしなくなった場所では、池の管理が行き届かなくなっている。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

庵治町の農地利用は、中心経営体である認定新規就農者等2経営体が担うほか、新規の認定農業者や認定新規就農者の受入れや育成を促進することにより対応していく。  
 中山間地域等直接支払交付金の集落協定がある集落(鎌野、湯谷、松尾、高尻南)については、集落協定により、農地の維持・管理を行っていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	4人		5.75 ha		6.35 ha	

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針  
 農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けていく。  
 農地中間管理機構を活用して、中心経営体や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。

農福連携の取り組みが行われており、農業者以外による農地の有効利用も検討していく。